

霧島市条例第23号  
平成28年3月29日

霧島市工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 前田 終止

霧島市工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

霧島市工業用水道事業の設置等に関する条例（平成17年霧島市条例第287号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「2,400立方メートル」を「900立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。